産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領

平成 28 年５月 26 日付け農産第 304 号農政部長通知
平成 30 年 10 月 18 日付け農産第 965 号農政部長通知
令和２年(2020 年) ４月８日付け農産第 37 号農政部長通知
令和５年(2023 年) ３月 14 日付け農産第 1396 号農政部長通知
最終改正　令和６年(2024 年) ３月 13 日付け農産第 1453 号農政部長通知

第１　趣旨

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和４年 12 月 12 日付け４農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第４に規定する産地パワーアップ計画の承認及び変更手続並びに交付等要綱別表２に掲げる整備事業及び基金事業に関する取組主体事業計画の承認及び変更手続並びに補助金の交付については、交付等要綱、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和 47 年４月１日付け局総第 303 号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第２　産地パワーアップ計画等の承認

１　交付等要綱別記２の第 10 の３の規定に基づき産地パワーアップ計画（交付等要綱第４の（２）のエの産地パワーアップ計画をいう。以下同じ。）を提出しようとする地域協議会長（交付等要綱第４の（２）のイの地域協議会の長をいう。以下同じ。）は、計画承認申請書に当該産地パワーアップ計画を添えて、当該地域協議会の区域を所管する総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出するものとする。

２　交付等要綱別記２の第 10 の４の（２）の規定に基づき取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を提出しようとする地域協議会長は、取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を作成し、総合振興局長等に提出する。

３　１により産地パワーアップ計画の提出を受けた総合振興局長等は、当該産地パワーアップ計画が交付等要綱別記２の第４の基準を満たすものと認めたときは、あらかじめ農政部長に協議の上、都道府県事業計画（交付等要綱第４の（２）のカの都道府県事業計画をいう。以下同じ。）の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長に通知するものとする。

４　農政部長は、交付等要綱別記２の第 10 の５の（３）の規定に基づく都道府県事業計画の協議を終了したときは、速やかに総合振興局長等に通知するものとし、この通知を受けた総合振興局長等は、都道府県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を承認し、地域協議会長に通知するものとする。

５　交付等要綱第５の１のただし書により実施する災害等緊急事業については、取組主体は、当該事業に係る要領において定める取組主体事業計画を作成し、総合振興局長等に提出し、提出を受けた総合振興局長等は、あらかじめ農政部長に協議の上、取組主体事業計画を承認し、取組主体に通知するものとする。

第３　産地パワーアップ計画等の変更

１　地域協議会長は、承認を受けた産地パワーアップ計画について、次の場合にあっては、必要に応じ第２の例により産地パワーアップ計画の変更手続きを行うものとする。

（１）成果目標の変更

（２）産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体事業計画の変更

ア　事業の中止又は廃止
イ　事業実施地区の変更
ウ　取組主体の変更
エ　共同利用施設の設置場所の変更
オ　補助対象経費の 30 パーセントを超える増減（整備事業に限る。）
カ　補助金額の 30 パーセントを超える減又は補助金額の増（整備事業に限る。）
キ　取組目標の変更

（３）取組主体事業計画の追加

２　交付等要綱第５の１のただし書により実施する災害等緊急事業については、当該事業に係る要領において定める取組主体事業計画の変更に係る要件に該当する場合にあっては、第２の例により取組主体事業計画の変更手続きを行うものとする。

第４　補助金の交付申請書類

１　規則第３条の２の規定による補助金の交付申請は、規則第３条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第１号様式（昭和 49 年北海道告示第 809 号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、取組主体、市町村長又は地域協議会長（以下「補助事業者」という。ただし、取組主体が補助金の交付申請を行うのは、交付等要綱第５の１のただし書により実施する災害等緊急事業の場合に限り、地域協議会長が補助金の交付申請を行うのは、収益性向上対策のうち効果増進事業を実施する場合に限る。）が総合振興局長等に対し行うものとする。

（１）補助金等交付申請額算出調書（農政第 14 号様式）
（２）経費の配分調書（農政第 18 号様式）
（３）事業予算書（農政第 20 号様式）
（４）資金収支計画書（農政第 32 号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
（５）産地生産基盤パワーアップ事業実施計画書（農政第 186 号様式）

２　補助事業者は１の申請書を提出するに当たり、各取組主体の納税対応状況について、別記第１号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、取組主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

第５　補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に交付等要綱に定める補助率等を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、取組主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 30 条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかなときには、補助対象経費に補助率等を乗じた額から、当該取組主体における消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

なお、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第６　補助金の交付の決定等の通知

1　総合振興局長等は、当該申請について規則第４条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第６条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第２号様式に掲げる指令書により行うものとする。

2　総合振興局長等は、規則第６条第２項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第４－１号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。

3　総合振興局長等は、第５のなお書きに該当する場合には、１の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。

（１）取組主体が補助事業者等である場合

ア　補助事業者は、規則第 14 条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

イ　補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第３号様式によりその金額（実績報告において、アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

　また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の５月３１日までに、同様式により総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

（２）取組主体が間接補助事業者等である場合

ア　補助事業者は、実績報告を行うに当たって、取組主体における消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

イ　補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により取組主体における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第３号様式によりその金額（実績報告において、アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

　また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の５月３１日までに、同様式により総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

4　３の（１）、（２）のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の６月１５日までに農政部長に報告するものとする。

5　総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、指令書とともに別記第４－２号様式で補助事業者に通知をするものとする。

6　補助事業者が、取組主体に対し補助金を財源とする助成（以下「間接補助事業」という。）を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、別記第２号様式において定める条件及び３に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあっては、「総合振興局長等」に代えて、補助事業者の名称及び代表者名を記載するものとする。

第７　申請の取下げ

１　補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から 10 日以内に、農政第 22 号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。

２　総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長に報告するものとする。

第８　契約等

１　産地生産基盤パワーアップ事業に係る事業の取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争等に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。

２　取組主体は、１により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第２号により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

３　補助事業者が間接補助事業を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、取組主体に対し１及び２に定める条件と同一の条件を付すこととする。

第９　事業の変更

１　補助事業者は、次に該当する変更において、総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第 21 号様式の補助事業等変更承認申請書に第４に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。

（１）補助事業の内容の変更

ア　取組主体の変更

イ　費目（交付等要綱別表２のメニュー欄に掲げるものをいう。以下同じ。）の新設又は廃止

ウ　費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

（ア）費目ごとの補助対象経費の 30 パーセントを超える増減（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。）

（イ）費目ごとの補助金額の 30 パーセントを超える減又は補助金額の増（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。）

２　総合振興局長等は、１の変更を承認するときには、別記第５－１号様式又は別記第５－２号様式の変更指令書で補助事業者に通知するものとする。

第 10　事業の中止又は廃止

１　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第 23 号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。

２　総合振興局長等は、１の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第６号様式で補助事業者に通知するものとする。

３　総合振興局長等は、２の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。第３の１の（２）のアの規定に基づき中止又は廃止に係る産地パワーアップ計画の変更の承認があった場合にあっては農政部長と

の協議は要しないものとする。

第 11　事業の執行の遅延又は不能

1　補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第 24 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第７号様式の事業遂行状況報告書及び別記第８号様式の繰越等実施計画書（補助事業が当該年度内に完了しない場合に限る。）を添えて、速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

2　総合振興局長等は、１について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第９号様式で行うものとする。

3　総合振興局長等は、２の事業遂行（補助事業が当該年度内に完了しない場合に限る。）を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第 12　事情変更

1　総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第８条により次のいずれかの措置をとるものとする。

（１）補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し

次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第 10－１号様式	別記第 10－２号様式
一部の取消し	別記第 10－３号様式	別記第 10－４号様式

（２）補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更

別記第 10－５号様式で補助事業者に通知するものとする。

2　総合振興局長等は、１の（１）により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第 13　概算払

1　補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第 25 号様式の補助金等概算払申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

2　総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第 11－１号様式で補助事業者に通知するものとする。

3　総合振興局長等は、運用第９条関係２の（４）の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第 11－２号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

第 14　事業遂行状況報告

総合振興局長等は、規則第 11 条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第７号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

第 15　事業の遂行命令

1　総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第 12－１号様式で補助事業者にその遂行を命ずるものとする。

2　総合振興局長等は、補助事業者が１の命令に従わないときには、別記第 12－２号様式で補助事業者に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。

3　総合振興局長等は、補助事業者が２の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第 12－３号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。

4　総合振興局長等は、補助事業者が２の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第 10－１号様式	別記第 10－２号様式
一部の取消し	別記第 10－３号様式	別記第 10－４号様式

5　総合振興局長等は、４により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第 16　工事の完成等

1　補助事業者は、建設工事の完成及び機械器具の導入が完了したときには、農政第 200 号様式のしゅん功届又は別記第 14 号様式の機械導入完了報告書に関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

なお、間接補助事業における補助事業者は、取組主体から建設工事の完成及び機械機器の導入完了の報告を受け、工事完成検査等を行い、農政第 200 号様式のしゅん功届又は別記第 14 号様式の機械導入完了報告書に関係書類を添えて総合振興局長等に提出するものとする。

2　総合振興局長等は、規則第 13 条第２項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和 46 年８月６日付け局総第 373 号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和 46 年９月 14 日付け改一第 417 号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成 10 年２月 18 日付け建情第 686 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準の設定について（平成 14 年３月 27 日付け技管第 1228 号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け管理第 1317 号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第 15 号様式の補助事業等に係る建設工事完成検査調書で明らかにするものとする。

第 17　実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第 28 号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

なお、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第 16 号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

（１）補助金等精算書（農政第 29 号様式）

（２）事業精算書（農政第 31 号様式）

（３）産地生産基盤パワーアップ事業実績書（農政第 186 号様式）

第 18　補助金の確定額

補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に費目ごとの補助率等を乗じて得た額の合計額とする。

第 19　額の確定

1　総合振興局長等は、規則第 15 条に定める額の確定を通知するときには、別記第 17－１号様式で行うものとする。

2　総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第 17－２号様式で補助事業者にその超過額の返還を命ずるものとする。

3　補助事業者は、１による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 に準じて総合振興局長等に提出するものとする。

4　総合振興局長等は、３に基づく実績報告書の提出を受けたときは、１及び２に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第 20　交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受理したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第 18 号様式の補助金交付状況報告書に第 17 の補助事業等実績報告書の写し１部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

第 21　帳簿及び書類の備付け

1　補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

2　取組主体は、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和４年４月１日付け農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知。以下「強い農業づくり事務取扱い」という。）第３を準用し、次に掲げる関係書類を整理保存するものとする。ただし、間接補助事業における補助事業者にあっては、(７) を除くものとする。

（１）事業実施に関する議会（総会等）の議事録、予算書及び決算書等の予算関係書類

（２）入札関係書類、契約書、実施設計書、出来高設計書、履行証明等の工事施工関係書類（推進事業にあっては調査成果品等の事業実施に関する書類を含む。）

（３）金銭出納簿、受益者の負担に関する書類、証拠書類等の経理関係書類

（４）補助金交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等の往復文書

（５）法令等の許認可に関する書類

（６）管理規程又は利用規程等の施設管理関係書類

（７）財産管理台帳（交付要綱別記様式第９号）、図面、その他財産の取得状況が確認でき

る書類

第 22　財産の処分

1　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、総合振興局長等に対し、強い農業づくり事務取扱い第５の３を準用し、財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

（１）不動産

（２）１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

2　間接補助事業における取組主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、１に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。

この場合において、補助事業者は取組主体に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ強い農業づくり事務取扱い第５の３を準用し、財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。

3　１及び２の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

なお、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により第６の補助金の交付決定通知をもって総合振興局長等の承認があったものとする。

（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

（２）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

4　総合振興局長等は、１及び２の申請に係る承認又は不承認については別記第 19 号様式により補助事業者に通知するものとする。

5　総合振興局長等は、４の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

6　１、２及び３の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

第 23　交付決定の取消し及び補助金返還

1　総合振興局長等は、第 12 及び第 15 の規定のほか、規則第 17 条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（１）補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。

（２）虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。

（３）補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（４）規則第 23 条第１項の規定に違反したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反し

たとき、又は不正な行為をしたとき。

２　総合振興局長等は、１について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第 10－１号様式	別記第 10－２号様式
一部の取消し	別記第 10－３号様式	額の確定前　別記第 10－４号様式 額の確定後　別記第 10－６号様式

３　総合振興局長等は、２により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第 24　附帯事務費及び工事雑費

附帯事務費については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記１のＩの第５を準用し、取り扱うものとする。

また、工事雑費については、強い農業づくり事務取扱い第４の３の（２）のオを準用し、取り扱うものとする。

第 25　特例措置

交付決定前着手については、次のとおり取り扱うものとする。

（１）補助事業の着手は、原則として、第６に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手をする必要がある場合には、取組主体は、強い農業づくり事務取扱い第１の５を準用し、交付決定前着手届をあらかじめ補助事業者を経由して、総合振興局長等に提出するものとする。ただし、交付等要綱第５の１のただし書により実施する災害等緊急事業においては、交付決定前着手届の提出は不要とする。

（２）総合振興局長等は、（１）により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

第 26　事業実施の手続

１　この要領に定めるもののほか、事業の実施や事業により整備した施設等の管理運営等において必要な諸手続は強い農業づくり事務取扱い第１、第５及び第６を準用し、行うものとする。この場合にあっては、「都道府県知事」とあるのを「総合振興局長等」と読み替えるものとする。

２　総合振興局長等は、１により強い農業づくり事務取扱い第５の３、４及び５を準用し、届け出等があった場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、農政部長に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。

第 27　補助事業者等に対する調査等

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第 23 条の２により補助事業者及び取組主体に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

第 28　事業実施後の措置

１　交付等要綱別記２の第 15 による事業実施状況報告及び同要領別記２の第 16 による事業の評価について、地域協議会長は、総合振興局等へ実施状況報告書及び評価報告書を提出するものとする。

２　１により実施状況報告書及び評価報告書の報告を受けた総合振興局長等は、その内容について点検評価し、その結果について農政部長に報告するものとする。

３　交付等要綱第５の１のただし書により実施する災害等緊急事業においては、１及び２に準じて行うものとする。

附則　（平成 28 年５月 26 日付け農産第 304 号）

１　この要領は、平成 28 年４月 28 日から適用する。

附則　（平成 30 年 10 月 18 日付け農産第 965 号）

１　この要領は、平成 30 年 10 月 18 日から適用する。

附則　（令和２年(2020 年) ４月８日付け農産第 37 号）

１　この要領は、令和２年(2020 年) ４月８日から適用する。

附則　（令和５年(2023 年)3 月 14 日付け農産第 1396 号）

１　この要領は、令和５年(2023 年) ３月 14 日から適用する。

附則　（令和６年(2024 年) ３月 13 日付け農産第 1453 号）

１　この要領は、令和６年(2024 年) ３月 13 日から適用する。ただし、改正前の要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。